

保険法をめぐる論点を
正確かつ的確に把握できる唯一の書
債権法改正、保険法・保険業法改正に対応！

論点体系 保険法

第2版

全2巻

編著

山下友信(同志社大学大学院司法研究科教授)

永沢 徹(弁護士)

A5判/上製/全2巻 各巻5,280円(本体:4,800円+税10%)

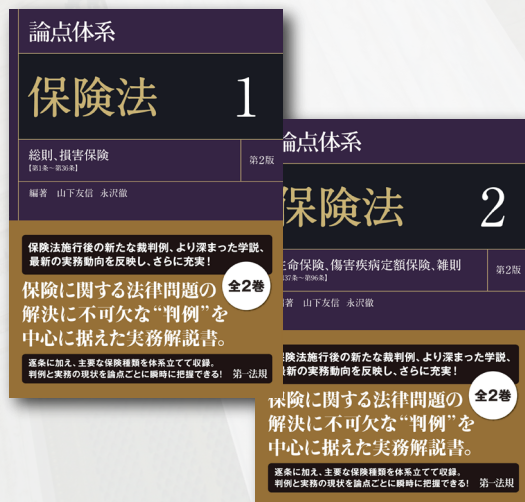
本書の特徴

- ◆ 保険法の全条文を逐条形式で解説し、論点を整理。
判例が重要な意味を持つ基本的な事項や主要な保険種類も体系立てて収録。
- ◆ 判例の見解に加え、実務動向について解説。
条文には表れない、重要な概念についても把握できる！
- ◆ 保険実務の第一線で活躍する研究者・弁護士が執筆した、実務家のための必携書！

論点体系 保険法 第2版 全2巻

第1巻 総則、損害保険【第1条～第36条】

第2巻 生命保険、傷害疾病定額保険、雑則
【第37条～第96条】



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第2節 効力

◆第8条

◆条文の概要を簡潔に解説。

(第三者のためにする損害保険契約)

第8条 被保険者が損害保険契約の当事者以外の方であるときは、当該被保険者は、当然に当該損害保険契約の利益を享受する。

【条文の概要】

本条は、被保険者が損害保険契約の当事者以外の方、すなわち第三者である場合の契約について、当該第三者が損害保険契約の利益、すなわち保険事故発生時に保険給付を受ける権利を「当然に」取得する旨を規定するものである。平成20年改正前商法647条が「保険契約ハ他人ノ為メニモ之ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ保険契約者ハ保険者ニ対シ保険料ヲ支払フ義務ヲ負フ」と規定していたところであるが、本条は、損害保険契約が第三者のために締結することができることを前提として、被保険者が第三者である場合について当該損害保険契約の利益の帰属の点から規定している。

…… 論 点 ……

- 1 「被保険者が損害保険契約の当事者以外の方」の意義
- 2 「当然に当該損害保険契約の利益を享受する」の意義

【論点1】 「被保険者が損害保険契約の当事者以外の方」の意義

例えば、他人の物を保管している倉庫業者、あるいは運送業者が、その物について被保険利益を有する所有者又は荷送人のために火災保険契約又は盗難保険契約を締結することは有用であると考えられる。このように、被保険者が損害保険契約の当事者以外の方、すなわち保険契約者と被保険者とが異なる保険契約を第三者のためにする損害保険契約という。ある者が、第三者の代理人として損害保険契約を締結するような場合とは異なる。

ところで、平成20年改正前商法648条では、保険契約者が委任を受けない

◆条文ごとに論点を体系的に整理。

◆損害保険の保険料の支払

【概要】

保険契約では、保険契約者は、保険料を支払う義務を負う(2条3号)のに対し、保険者は、保険事故の発生を停止条件とする保険給付義務を負う(2条2号)。このことから、保険契約は、有償双務契約であると解される(山下友・保険法上83頁)。したがって、損害保険契約が成立した場合には、保険契約者は、保険者に対し保険料を支払わなければならない、第三者のためにする損害保険契約(8条)の場合においても、保険料支払義務を負うのは、保険契約者自身であり、第三者である被保険者ではない。ただ、第三者による債務の弁済は可能であるから(民法474条)、保険契約者以外の方(例えば被保険者)が保険料支払義務を弁済することは認められる。

保険料は、保険者の危険負担に対する対価として支払われるものであるが、通常、純保険料と付加保険料の2つの部分からなる。純保険料は、一定の期間(これを「保険料期間」という)における事故の発生率(危険率)を保険金額に乗じて算出されるものであり、支払われた純保険料は、将来、保険事故が実際に発生した場合の保険金支払のための原資として積み立てられる。これに対し、付加保険料は、保険者の一般管理費や営業費、調査費、代理店手数料等から割り出して算出されるものであり、保険制度の運用を行う保険者自身に対して、まさにその対価として支払われるものである。ただ、このように算出される保険料を実際に一定種類の保険契約に適用するには、原則として、内閣総理大臣の認可を受ける必要がある(保険業法4条2項4号、123条)。

保険契約の中心的な債務である保険料支払義務については、保険法上、格別の規定は置かれていないため、民法ないし商法の金銭債務に関する一般原則が適用されることとなるが、保険契約では、保険料の支払期間が支払方法、業務遂行の都合の他、賠償責任と関係

352

立場が基本的に採用されている。規定について高度障害状態該当10・31判時1732頁145頁(28061856)) 款変更されたようである(坂本(2003年)19頁)。

【事例】

被保険者が意思能力喪失状態に度の利用を勧められた段階で、被保険者が死亡した事案について、大阪地判平成17・4・19生判17巻328頁(29010305)の事例研究会レポート209号(2006年)1頁で紹介されている)は、「高度障害状態になった時点で、直ちに高度障害保険金の支払義務が生じるのではなく、「請求」により、受取人の意思が明示された場合に同保険金の支払義務が生じる」とし、請求が被保険者の生前になされていなかったことを理由として死亡保険金支払を有効と判断した。事案の結論としては妥当であるが、論理構成には疑問の残るところである。

また、死亡保険金の支払後に、高度障害保険金請求の侵害を理由として不法行為(民法715条)による損害賠償が請求された事案について、東京高判平成27・6・23平成27年(ホ)172号公判物未登載(保険事例研究会レポート325号(2019年)12頁及び同332号(2020年)5頁で紹介されている)は、「保険金支払事由として、被保険者の死亡と所定の高度障害状態を並列的に記載しており、高度障害状態該当後に死亡した場合、いずれの保険金も請求可能であり」「死亡保険金の支払により高度障害保険金請求権が消滅……するのは、本件保険契約の合意内容である約款の定めに基づく効果であり、このような約定を無効とする規定は保険法にもその他の法令にも存しない。このことは、高度障害保険金の受取人と死亡保険金の受取人が異なる場合でも同様である」と

◆本文中の判例には、『D1-Law.com判例体系』の判例IDを記載しています。『D1-Law.com判例体系』をご契約の場合は、判決全文・解説等をすぐに確認できます。

詳細・お申し込みはコチラ
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

論点体系シリーズ好評販売中!

金商法<第2版>(全3巻)/独占禁止法<第2版>(全1巻)/
 判例民法<第3版>(全11巻)/会社法<第2版>(全6巻)/判例憲法(全3巻)ほか

キリトリ線

申 込 書 (第一法規刊)			
書 名		価 格	部 数
論点体系 保険法<第2版>1	[072249]	定価 5,280円(本体 4,800円+税10%)	部
論点体系 保険法<第2版>2	[072256]	定価 5,280円(本体 4,800円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
 *消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
 (いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 _____

ご住所

〒 _____

事務所名 公用 私用

フリガナ _____

ご氏名

TEL _____

E-mail _____

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihiko.co.jp/support/contact/contact.php)かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル 0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
 〒107-8560
 東京都港区南青山2-11-17
 第一法規株式会社
 ☎ FAX.0120-302-640

書店印

論点保険法2版1(072249)
 論点保険法2版2(072256) 2022.7bpd